
令和4年 3 月 宇美町議会定例会会議録 (第1日)

令和4年3月8日宇美町議会定例会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第一 副議長の選挙

追加日程第二 議席の指定

追加日程第三 常任委員の選任

追加日程第四 議会運営委員の選任及び継続付託

追加日程第五 会議録署名議員の指名

追加日程第六 会期の決定

追加日程第七 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

追加日程第八 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

追加日程第九 宇美町・志免町衛生施設組合議会議員の選挙

追加日程第十 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

追加日程第十一 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

追加日程第十二 町長行政報告

追加日程第十三 教育委員会行政報告

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第一 副議長の選挙

追加日程第二 議席の指定

追加日程第三 常任委員の選任

追加日程第四 議会運営委員の選任及び継続付託

追加日程第五 会議録署名議員の指名

追加日程第六 会期の決定

追加日程第七 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

追加日程第八 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

追加日程第九 宇美町・志免町衛生施設組合議会議員の選挙

追加日程第十 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

追加日程第十一 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

追加日程第十二 町長行政報告

追加日程第十三 教育委員会行政報告

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長 …………… 佐伯 剛美
危機管理課長 …………… 藤木 義和	財政課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 原田 和幸	税務課長 …………… 松田 博幸
会計課長 …………… 瓦田 浩一	住民課長 …………… 八島 勝行
健康福祉課長 …………… 尾上 靖子	環境農林課長 …………… 工藤 正人
管財課長 …………… 矢野 量久	都市整備課長 …………… 安川 忠行
上下水道課長 …………… 前田 友博	学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 飯西 美咲	こどもみらい課長 …………… 太田 一男

10時00分開会

○議会事務局長（太田美和君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

事務局長の太田です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会に当たりまして、議長がまだ選挙されておられませんので、私が進行させていただきます。

開会する前に、新町長に御挨拶をお願いしたいと思います。

安川町長よろしくお願ひいたします。

○町長（安川茂伸君） 改めまして、おはようございます。3月6日付で、宇美町長に就任しました安川茂伸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初議会に当たりまして、一言、御挨拶をさせていただきます。

3月6日が日曜日であったことから、昨日7日が初登庁となり、本日の初議会と非常にタイトな日程となりましたが、町民の皆さんの御協力と職員の努力によりまして、無事この日を迎えることができました。心から感謝をしておる次第でございます。

まず、議員の皆様におかれましては、長く苦しい選挙戦を勝ち抜かれ、見事に当選されましたことに対しまして、心よりお喜びを申します。

さて、地方自治とは、その地域の住民が、その地域の行政を自ら考え、自らの行動によって治めていくことと思っております。そして、言うまでもなく、選挙によって選ばれた代表者が集まり、町民の意思を決定する機関が議会であろうと思っております。そういう意味におきましても、議員各位の御意見をしっかり受け止め、町政に生かしていかなければならないと思いを強くしているところでございます。

宇美町の状況を正しく把握し、町民の意見に耳を傾け、顕在化したニーズ対応に加えて、潜在的なニーズにしっかりと布石を打っていくことが重要であろうと考えておるところでございます。

議員の皆様には、共に宇美町の未来を思う者として、格別の御指導、御鞭撻をお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議会事務局長（太田美和君） ありがとうございます。

続きまして、改選後の初議会でありますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

議員の方々は、お住まいの自治区域と氏名を、執行部の方は、担当課と氏名をお願いいたします。

では、1番の席の御着席の議員から、そして執行部、議会事務局の順番にて、よろしくお願ひいたします。

○仮議席1番（小林孝昭君） おはようございます。早見自治会より出させていただきました小林孝昭と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○仮議席2番（安川禎幸君） おはようございます。原田下自治会に住んでおります。安川禎幸で

す。どうかよろしく願いいたします。

○仮議席 3 番（高橋紳章君） おはようございます。ひばりが丘自治会から来ました高橋紳章でございます。よろしく願いいたします。

○仮議席 4 番（丸山康夫君） おはようございます。四王寺坂に、自治会に住んでおります。丸山康夫と言います。どうぞよろしく願いいたします。

○仮議席 5 番（平野龍彦君） おはようございます。炭焼一自治会に住んでおります。平野龍彦と申します。どうぞ、4年間、よろしく願いいたします。

○仮議席 6 番（安川繁典君） おはようございます。下宇美自治会に住んでおります。安川繁典と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○仮議席 7 番（藤木 泰君） おはようございます。障子岳自治会に居住しております。藤木泰と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○仮議席 8 番（入江政行君） おはようございます。下宇美自治会の入江政行です。今後とも頑張っていくしますので、よろしく願いいたします。

○仮議席 9 番（黒川 悟君） おはようございます。障子岳自治会に住んでおります。黒川悟でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○仮議席 10 番（鳴海圭矢君） おはようございます。鎌倉区自治会に住んでおります。鳴海圭矢です。どうぞよろしく願いいたします。

○仮議席 11 番（古賀ひろ子君） 福博鎌倉区自治会に住んでいます。古賀ひろ子と申します。どうぞよろしく願いします。

○仮議席 12 番（白水英至君） おはようございます。明治町自治会の白水です。よろしく願いします。

○町長（安川茂伸君） 先ほど御挨拶しました安川でございます。住まいは原田上でございます。よろしく願いいたします。

○副町長（高場英信君） 副町長の高場英信と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（佐々木壮一朗君） 教育長の佐々木壮一朗です。どうぞよろしく願いいたします。

○学校教育課長（川畑廣典君） 学校教育課長の川畑と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（佐伯剛美君） 総務課長の佐伯剛美と申します。よろしく願いいたします。

○財政課長（中西敏光君） 財政課長の中西敏光と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○こどもみらい課長（太田一男君） こどもみらい課長の太田一男と申します。どうぞよろしく願いします。

○社会教育課長（飯西美咲君） 社会教育課長の飯西美咲と申します。よろしく願いいたします。

○まちづくり課長（原田和幸君） まちづくり課長の原田和幸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務課長（松田博幸君） 税務課長の松田博幸と言ひます。よろしくお願ひいたします。

○住民課長（八島勝行君） 住民課長の八島勝行と申します。よろしくお願ひいたします。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 健康福祉課長の尾上靖子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境農林課長（工藤正人君） 環境農林課長の工藤正人と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○都市整備課長（安川忠行君） 都市整備課長の安川忠行と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○管財課長（矢野量久君） 管財課長の矢野量久と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○危機管理課長（藤木義和君） 危機管理課長の藤木義和と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○上下水道課長（前田友博君） 上下水道課長の前田友博と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会計課長（瓦田浩一君） 会計課長の瓦田浩一と申します。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（太田美和君） 議会事務局長の太田美和と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議会事務局主幹（中山直子君） 議会事務局主幹の中山直子と申します。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局係長（五所万典君） 議会事務局係長の五所と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（太田美和君） これで、自己紹介を終了いたします。

ここでお願いをいたします。議場における発言の手順でございますが、まず、挙手をして、「議長」と呼び、自分の議席番号を告げ、議長の発言許可がありましたら起立して、発言をしていただきます。

なお、議長の許可のない発言については、不規則発言となり、議事録をはじめ、公的記録からは全て抹消されますので、御注意ください。

それから、この後、議事進行の中で議席の確定がなされますが、その場合、仮議席からの移動、ロッカーの変更が生じてまいりますので、お手回り品の移動についても十分御注意くださいますようお願いいたします。

それでは、臨時議長の就任に移ります。

御報告いたします。本定例会は一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されますまで、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の白水議員を御紹介申し上げます。白水議員、お願いいたします。

〔臨時議長 白水英至君議長席に着く〕

○臨時議長（白水英至君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま議会事務局長より紹介されましたとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時の議長を行います。議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位の御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和4年3月宇美町議会定例会を開会します。

お手元に本日の議事日程第1号をお配りしております。日程のとおり議事を進めます。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（白水英至君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

ただいまの御着席の議席は、当選回数並びに年齢を考慮して御着席を願っております。仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第2. 議長の選挙

○臨時議長（白水英至君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（白水英至君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、小林議員及び2番、安川議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（白水英至君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（白水英至君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（白水英至君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、議場後方の記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林	議員	2 番	安川	議員
3 番	高橋	議員	4 番	丸山	議員
5 番	平野	議員	6 番	安川	議員
7 番	藤木	議員	8 番	入江	議員
9 番	黒川	議員	10 番	鳴海	議員
11 番	古賀	議員	12 番	白水	議員

.....

○臨時議長（白水英至君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（白水英至君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番、小林議員及び2番、安川議員、投票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（白水英至君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1。古賀議員9票、入江議員1票、以上のとおりです。

なお、この投票の法定得票数は、有効投票数の11票のうちの4分の1ですので2.75票であります。したがって、古賀議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（白水英至君） 議長に当選されました古賀議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

皆様方の御協力によりまして、無事臨時議長の職責を全うすることができました。ありがとうございました。

これで、議長の席を降りさせていただきます。

失礼しました。再度、もう一度。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1。有効投票のうち、古賀議員9票、入江議員2票、失礼しました。入江議員2票。以上のとおりであります。

なお、この投票の法定得票数は、有効投票数 11 票のうちの 4 分の 1 ですので 2.75 票です。
したがって、古賀議員が議長に当選されました。

ここで暫時休憩いたします。

〔臨時議長 白水英至君退席〕

10時22分休憩

.....
10時24分再開

○議会事務局長（太田美和君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に追加議事日程第一号の追加一をお配りしておりますので、御確認願います。

議長より、就任の挨拶がございます。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。議長就任に当たり、一言、御挨拶させていただきます。

このたび、私、議員の皆様方の御推挙によりまして、宇美町議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。また、議長 2 期目としての責任の重さを一層痛感いたしておりますが、前期に引き続き誠意を尽くし、議会ワンチームとなり、町政の進展と地方自治の発展のために最善の努力をいたす所存でございます。何とぞ、議員各位と執行部各位の手厚い御支援と御協力をお願い申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

追加日程第一. 副議長の選挙

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は 12 人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に、3 番、高橋議員及び 4 番、丸山議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、議場後方の記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林	議員	2 番	安川	議員
3 番	高橋	議員	4 番	丸山	議員
5 番	平野	議員	6 番	安川	議員
7 番	藤木	議員	8 番	入江	議員
9 番	黒川	議員	10 番	鳴海	議員
12 番	白水	議員	11 番	古賀	議員

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番、高橋議員及び4番、丸山議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票10票、無効投票2票です。有効投票のうち、藤木議員8票、入江議員1票、鳴海議員1票、以上のとおりです。

なお、この投票の法定得票数は、有効投票数10票のうちの4分の1ですので2.5票です。したがって、藤木議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） 副議長に当選されました藤木議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

10時35分休憩

10時38分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長に当選されました藤木議員の挨拶を受けたいと思います。

○副議長（藤木 泰君） 副議長就任に当たり、一言、御挨拶させていただきます。

このたび議員の皆様のお推挙により、宇美町町議会副議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。これから副議長の立場で、議長を支えながら議員の皆様方と共に協力しながら、議会が円滑に進むよう、鋭意努力してまいりたいと思っております。これからも皆様方の御支援、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

追加日程第二. 議席の指定

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、議席の指定を行います。

御報告いたします。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、一般選挙後、初の会議において、議長が定めることになっております。したがって、お手元に配りしております配席表のとおり指定いたします。

お諮りします。次からの各委員会委員の選任、一部事務組合議会議員の選挙につきましては、それぞれの御希望の向きもあると思っておりますので、ここで調整を取るため、暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

ここで、議席が変わられた方は、直ちに移動をお願いいたします。

ただいまから暫時休憩に入ります。

10時40分休憩

.....
11時20分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第三. 常任委員の選任

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第三、常任委員会の委員の選任を行います。

休憩中に全員協議会で話し合いがなされ、調整ができましたので、その結果について議会事務局長から報告させます。

○議会事務局長（太田美和君） 御報告いたします。

総務建設常任委員会、藤木議員、黒川議員、入江議員、安川繁典議員、丸山議員、小林議員の

6名です。

厚生文教常任委員会、藤木議員、白水議員、鳴海議員、平野議員、高橋議員、安川禎幸議員の6名です。

議会広報常任委員会、鳴海議員、入江議員、丸山議員、高橋議員、安川禎幸議員、小林議員の6名です。

なお、この名簿につきましては、明日配付させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ただいま議会事務局長が報告いたしました内容をもって、各常任委員会の所管委員を決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の構成委員は以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。これから、各常任委員会におきまして、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

ただいまから暫時休憩に入ります。

11時23分休憩

.....

13時55分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会におきまして互選されました正副委員長は次のとおりです。総務建設常任委員会委員長、黒川議員、副委員長、入江議員、厚生文教常任委員会委員長、白水議員、副委員長、高橋議員、議会広報常任委員会委員長、丸山議員、副委員長、鳴海議員、以上のとおりであります。

追加日程第四. 議会運営委員の選任及び継続付託

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第四、議会運営委員の選任及び継続付託についてを議題といたします。

お諮りします。先ほどの全員協議会等での協議の結果、藤木議員、白水議員、黒川議員、入江議員、丸山議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました方を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、継続付託の件であります。これは議会閉会中に議会運営委員会を開催する必要性が生じた場合に、議会運営委員会を開催し審議するための継続付託の議決をお願いするものであります。期間は議員の任期中といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続付託とすることに決定いたしました。

これより直ちに議会運営委員会を開催いたしまして、会期等について検討を行い、改めて本会議にお諮りしたいと思います。

ただいまから暫時休憩に入ります。

13時57分休憩

.....

14時16分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、議会運営委員会委員長に藤木議員、副委員長に白水議員と決定されましたので、御報告いたします。

.....

追加日程第五. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第五、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において1番、小林議員及び2番、安川議員を指名いたします。

.....

追加日程第六. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第六、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月8日から3月25日までの18日間とすることで決定いたしました。

今後の議事は、令和4年3月宇美町議会定例会日割表により進めることにいたします。

追加日程第七. 北筑昇華苑組合議会議員の選挙

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第七、北筑昇華苑組合議会議員の選挙を行います。

議会事務局長をして内容の朗読をさせます。太田議会事務局長。

○議会事務局長（太田美和君） 追加日程第七、北筑昇華苑組合議会議員の選挙。北筑昇華苑組合規約第5条第2項の規定によって、宇美町議会の議員のうちから1人を議会において選任することとなっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定によるものです。

○議長（古賀ひろ子君） この件に関しましては、慣例により所管常任委員会の委員の中から指名推選によって選任した経過がありますが、先ほどの全員協議会等で協議しました結果、今回も所管の厚生文教常任委員会から指名推選することで意見の一致を見たことを御報告しておきます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

北筑昇華苑組合議会議員に高橋議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました高橋議員を北筑昇華苑組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高橋議員が北筑昇華苑組合議会議員に当選されました。

ただいま北筑昇華苑組合議会議員に当選された高橋議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第八. 粕屋南部消防組合議会議員の選挙

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第八、粕屋南部消防組合議会議員の選挙を行います。

議会事務局長をして内容の朗読をさせます。太田議会事務局長。

○議会事務局長（太田美和君） 追加日程第八、粕屋南部消防組合議会議員の選挙。粕屋南部消防組合規約第7条第1項の規定によって、宇美町議会の議員のうちから2名を議会において選任することとなっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定によるものです。

○議長（古賀ひろ子君） この件に関しましては、慣例により議長及び所管の常任委員会から指名推選によって選任した経過がありますが、先ほどの全員協議会等で協議しました結果、今回もこの先例に従うことで意見の一致を見たことを御報告しておきます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

粕屋南部消防組合議会議員に私、古賀ほか小林議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2名を粕屋南部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました私、古賀ほか小林議員が粕屋南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま粕屋南部消防組合議会議員に当選された方々が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第九. 宇美町・志免町衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第九、宇美町・志免町衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

議会事務局長をして内容の朗読をさせます。太田議会事務局長。

○議会事務局長（太田美和君） 追加日程第九、宇美町・志免町衛生施設組合議会議員の選挙。宇美町・志免町衛生施設組合規約第5条及び第6条第1項の規定によって、宇美町議会の議員のう

ちから6名を議会において選任することとなっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定によるものです。

○議長（古賀ひろ子君） この件に関しましては、慣例により議長及び所管の常任委員会から3名、別の総務建設常任委員会から2名の計6名を指名推選によって選任した経過がありますが、先ほどの全員協議会等で協議しました結果、今回もこの先例に従うことで意見の一致を見たことを御報告しておきます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

宇美町・志免町衛生施設組合議会議員に私、古賀ほか藤木議員、鳴海議員、安川繁典議員、平野議員、丸山議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました6名を宇美町・志免町衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました私、古賀ほか藤木議員、鳴海議員、安川繁典議員、平野議員、丸山議員が宇美町・志免町衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま宇美町・志免町衛生施設組合議会議員に当選された方々が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第十．福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第十、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

議会事務局長をして内容の朗読をさせます。太田議会事務局長。

○議会事務局長（太田美和君） 追加日程第十、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙。福岡県介護保険広域連合規約第8条第1項の規定によって、宇美町議会の議員及び長のうちから宇美町

議会において1人を選挙する。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定によるものです。

○議長（古賀ひろ子君） この件に関しましては、宇美町の議員及び長のうちから1名を選挙するものです。先ほどの全員協議会等で協議しました結果、町長を選出することで意見の一致を見たことを御報告しておきます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにはしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に安川町長を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました安川町長を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました安川町長が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま福岡県介護保険広域連合議会議員に当選された安川町長が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第十一．糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第十一、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙を行います。

議会事務局長をして内容の朗読をさせます。太田議会事務局長。

○議会事務局長（太田美和君） 追加日程第十一、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約第5条及び第6条第1項の規定により、宇美町議会において1人を選挙する。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定によるものです。

○議長（古賀ひろ子君） この件に関しましては、宇美町議会において1名を選挙するものです。先ほどの全員協議会等で協議しました結果、白水議員を選出することで意見の一致を見たことを御報告しておきます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにはしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に白水議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました白水議員を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました白水議員が糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました。

ただいま糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選された白水議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第十二. 町長行政報告

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第十二、町長行政報告を議題といたします。

町長の行政報告を求めます。安川町長。

○町長（安川茂伸君） 令和4年宇美町議会3月定例会の開会に当たり、この場をお借りしまして、私の町政運営の基本的な考えを申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、さきの町長選挙におきまして、第21代宇美町長として、町政の運営を任せていただくこととなりました。この上ない光栄でありますとともに、本日、町民の代表である議員の皆様と議論をさせていただくときを迎え、改めて身が引き締まる思いでございます。議員の皆様には、共に宇美町の未来を思う者として、格別の御指導、御鞭撻をお願いするものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株による全国的な感染者の増加に歯止めがかからず、現在、感染の第6波にあると言われております。感染されました方々に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い回復を心からお祈りいたしております。

福岡県に適用されていましてまん延防止等重点措置が3月6日いっぱい解除され、飲食店への時短要請が終了する一方で、感染の再拡大を防ぐため、4月7日までを感染再拡大防止対策期間とすることが決定されました。

先日、厚生労働省で開かれた専門家組織の会合では、オミクロン株の亜種BA.2株について、来月の上旬には東京の感染者のうち7割以上を占める可能性があるとの報告され、BA.2株は既に国内で広がっているBA.1株と比べ、1人の感染者が何人にうつすかを示す実効再生産数が26%高いとの試算が報告されました。感染の第6波が収まり切れないまま、BA.2株による感染が拡大するのではないかと懸念をいたしております。町民の皆様には、ワクチン接種に加えて、特に会話時などでのマスクの着用、消毒や手洗い、換気や密を避けるといった基本的な対策を引き続きよろしく願いいたします。

さて、国も地方も人口減少という時代の転換点にあります。その中で、いかに活力を生み出していくかという課題に私たちは直面しております。その中で、私は、次の5つのビジョンを掲げ、新しい宇美町づくりにチャレンジしてまいります。

初めに、宇美町は、豊かな自然や貴重な歴史的・文化的資源、そして、伝統が息づいております。次の100年に向けて、全ての町民がふるさと宇美を誇りに思えるまちづくりを進めてまいります。

私ができることを強く感じたのは、町制施行100周年事業推進事務局長として、宇美町誌の編さんや各種の記念事業を通じて、多くの町民の皆さんに接したときでした。宇美町への愛着であるとか、この町の自然や文化を深く愛する方々の心に触れ、私たちが先人から受け継いだ豊かな自然や伝統を誇りを持って次の世代につないでいかなければならないと強く感じたところでございます。そして、郷土を愛する心は、子どもの頃からの育まれていくものであろうかと思っております。現在、小学校で使用しております副読本「わたしたちの宇美」の継続活用はもちろんのこと、今議会に上程しております町民憲章の周知や活用が最も大切になってまいります。次世代を担う子どもたちがこの町を誇りに思い、私のふるさと宇美町ですと胸を張って言えるようなまちづくりを進めてまいります。

2つ目は、私たちの町には、町民の憩いの場であり、安産・育児の守護神、宇美八幡宮があります。そういう意味におきましても、宇美町には古くから子どもを大切にする文化が根づいております。「子育てするなら宇美町で」を合い言葉に、子育てしやすい環境づくりを整え、宇美町の宝である子どもを安心して産み・育てることができ、新しい時代に対応した教育を受けること

ができるまちづくりを進めてまいります。

3つ目は、全ての町民が健康寿命を延ばし、支え合いながら安心して暮らせるように、保健・福祉が充実したまちづくりを進めてまいります。いつまでも自立した生活を送るためには、自らの行動で病気を予防し、健康を保持することが大切です。中でも、生活習慣病は、重症化すると長期入院や高額な医療費の発生につながるだけでなく、要介護状態の要因になることが分かっております。介護予防を生まれたときからと捉え、個々に合わせた生活習慣の確立を目指すことで、長時間をかけて形成される生活習慣病の発症及び重症化を予防するための保健事業を行ってまいります。また、長引くコロナ禍の中にあって、地域活動の休止や外出機会への減少は筋力や意欲の低下につながります。シニア層が地域の様々な活動に参加しやすい機会づくりや環境づくりに取り組んでまいります。

4つ目は、毎年のように発生しております災害への備えです。あらゆる災害に強い安心安全なまちづくりを進めるため、大雨、洪水などへの備えをはじめとする防災・減災体制の一層の強化を図ってまいります。関係機関と連携を図ることはもちろんのこと、防災リーダー、防災士の養成を行い、地域の自主防災組織の活動を支援してまいります。

最後に5つ目ですが、宇美町は福岡空港や博多駅、高速道路の太宰府インターチェンジからも非常に近く立地条件に恵まれております。しかしながら、現時点では地の利を生かし切れていません。道路交通網の整備に加え、常態化している道路渋滞の解消が急務であると考えております。また、人口減少と併せて高齢化が進行していく中において、高台に大型戸建て住宅団地が多い宇美町は、地域交通をどう維持していくかが大変重要な課題であると認識しております。公共交通の充実を図り、快適な移動が可能になるまちづくりを進めてまいります。公共交通の充実については、現在運行している福祉巡回バス「ハピネス号」は、乗り場が限られており、住民の細かい要望に応えられない現状があります。利便性の向上を図り、持続可能な公共交通を実現するためにも、スマートフォンアプリを使った予約システムを使用するオンデマンドバスを導入いたします。御存じの方もおられると思いますが、オンデマンドバスとは、路線バスのような既定の経路や時刻表がない予約型のバスで、ワンボックス車両を使用して、利用希望のある停留所のみを結びます。AIが自動で走行ルートを決めて、利用者がいない停留所には止まりませんので、移動時間の短縮につながります。もちろん、スマホをお持ちでない方や苦手な方は電話での予約ができるようにしっかりとサポートをしてまいります。とはいえ、町の財源には限りがございます。事業予算については、国や県の補助制度が活用できるよう最大限に働きかけてまいります。例えば、この事業などは、昨年末に国の令和3年度補正予算にて創設されたデジタル田園都市国家構想推進交付金が利用できるのではないかと考えております。とにかく知恵を出して、私自身が率先して行動し、財源の確保に努めてまいります。

そのほかにも、行政のデジタル化を加速し、役場に来ることなく、手続きができる仕組みや公共施設、自治公民館等へのWi-Fi環境の設備についても、早急に調査研究したいと思っております。私がWi-Fi環境の整備が必要であると考えた理由の1つが、魅力あるまちづくりを進めていくには、情報発信がとても大事であるというふうに考えております。行政や自治会はもとより、商店や商業施設、個人、団体、各種サークルなどが町に関わる祭りやイベント、商店や商品の情報などの違う情報をそれぞれの主体や訪れた人が情報発信する。その結果、コンテンツ、情報の中身が多様かつ豊富になり、それをマスコミが取り上げ、情報量がさらに増えていく。それが町のイメージアップにつながるものだと思っております。そういうことの積み重ねにより、現在、宇美町に住んでおられる方の満足度が上がることに加え、他の地域に住んでおられる方が宇美町に興味を持ってもらい、住んでみたいと選ばれる町を目指すものであります。

思いは語り尽くせませんが、現在策定中の第7次宇美町総合計画に各種施策等を盛り込んで、具体的な政策として反映していきたいというふうに思っております。

最後になりますが、国も地方も大きな変革の時代にあり、乗り越えなければならない課題が山積しております。課題解決のためには、町政の最前線に立つ職員一人一人が宇美町の職員として働くことに誇りを持ち、その能力をいかんなく発揮することが大切であると考えております。そのためにも、職員と共に知恵を出し合い、率直な意見交換ができる風通しのよい職場環境づくりに努めてまいります。

私の中の物差しは、その政策が町民のためになるのかという、この1点です。仕事を進めていく上で、常に町民の皆さんのためになるのかを自問自答しながら、必ずや、皆さんの期待に応えられるよう公約の一つ一つをスピード感を持って実現してまいります。

以上、町長就任に当たり、私の考えと決意をお話させていただきました。

今後は、町民の意見をじっくりと聞き、選択肢を見極めた上で、果敢に実践していく所存であります。議員並びに町民の皆様には、今後とも御支援と御協力を心からお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

引き続き、令和4年3月宇美町議会定例会行政報告をさせていただきます。

令和4年3月宇美町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに御多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、3月定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について御報告いたします。

これは、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で、家計急変のあった世帯を支援するために、1世帯当たり10万円の給付を行うものです。令和3年度住民税均等割が非課税である世帯へは、2月14日に振込口座等を確認するための書類を発送しており、確認が

取れ次第、2月28日から順次給付を行っております。また、家計急変世帯につきましては、2月1日から申請を受け付けており、今後も引き続き速やかに給付金をお届けできるよう、事業の周知と給付事務を適切に行ってまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について御報告いたします。

令和3年5月から町民へのワクチンの接種を開始いたしましたが、令和4年3月1日現在、全町民の78.6%の方が2回目の接種を終えられ、現在も岡部病院において、12歳に年齢到達する方などを対象として、1、2回目の接種を実施しております。3回目の接種につきましては、1月28日から集団接種及び個別接種を開始しており、町内医療機関で行う個別接種では、主にファイザー社のワクチンを、南町民センターで行う集団接種では、モデルナ社のワクチンを使用しております。本町におきましても、全国の傾向と同様に、ファイザー社のワクチンに予約が集中している状況ではありますが、接種間隔を6か月間に前倒しして、ワクチン接種の加速を図っており、3回目の接種を完了された方は、令和4年3月1日現在、全町民の23.1%であります。新たに接種対象に加えられた5歳以上11歳以下の小児の接種につきましては、接種券を2月24日に発送し、2月25日から予約を受け付けております。接種の開始につきましては、町内4か所の小児科の先生に御協力いただき、3月14日からとなっております。今後も町民の皆様には正しい情報を提供し、安全にワクチン接種事業を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等買物代行業業について御報告いたします。

この事業は、新型コロナウイルスに感染した方、または、濃厚接触者となったために外出ができない方を対象に、食料品や日用品等の買物を代行するもので、宇美町社会福祉協議会に業務を委託し、2月24日から開始しております。1月から爆発的に感染が拡大している現状を鑑み、今後もホームページや保健所等を通じて事業の周知に努めるとともに、御自宅での生活を安心して継続していただけるよう支援してまいります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業について御報告いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の1つとして、18歳以下の児童1人当たり10万円相当の給付を行うものです。本町におきましては、子育て世帯のニーズを踏まえ、10万円を現金で一括給付することとし、支給事務を進めているところです。

なお、国の制度では、所得制限が設けられていますが、本町におきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、所得制限を撤廃しております。また、これに加えて、基準日以降の離婚等により、現にお子さんを養育しているのにもかかわらず給付金を受け取れない方々に対しても支給を実施することとしております。令和4年2月28日現在の支給状況でございますが、3,653世帯に対し、児童6,664名分、6億6,640万円を

支給いたしております。

今後とも、子育て世帯を支援するため、迅速かつ的確な支給事務を実施してまいります。

次に、宇美町消防団出初式について御報告いたします。

新年の恒例行事である宇美町消防団出初式につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により昨年は中止となりましたが、本年につきましては、令和4年1月9日に、宇美町消防団・粕屋南部消防署合同出初式として、安全祈願祭を含め、厳かに開催することができました。式典では、感染症対策を万全に行い、御来賓等の出席制限を図りました。福岡県をはじめ関係者による特別点検及び優良団員・優良署員の表彰のほか、伝統技術披露などが挙行されたことを御報告いたします。

次に、防災対策事業について御報告いたします。

近年多発している自然災害をはじめ、様々な災害に備えるため、平成28年度から宇美町防災ハザードマップを作成し、町民の皆さんに広く配布を行っていたところです。しかしながら、初回発行から既に5年が経過しており、新たに浸水想定区域についての見直しが行われたことから、このたび、改訂版を作成し、令和4年2月の広報うみと併せて、町内全戸への配布を行ったところです。3月からは、転入者及び事業者等への窓口での配布に加え、ホームページでの掲載を行い、広くハザードマップを周知することで、防災対策を講じてまいります。

次に、確定申告について御報告いたします。

折からのコロナ禍に伴い、確定申告特設会場における来場者の密の状態を避けるため、昨年度から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した予約受付のコールセンターの設置を行うなど、感染症対策を万全に行いながら、取組と運営を行っております。令和3年度確定申告につきましては、2月16日から3月11日までの期間中、約1,800名の利用者を見込んでおり、昨年度の運用実績から予約受付の電話回線数を増加させるなど、町民の皆様の利便性とサービスの向上に取り組んでいるところです。

次に、共働事業提案制度（行政提案型共働事業）について御報告いたします。

令和3年度につきましては、NPO法人ふみの里スポーツクラブの「ふみスポ自治会公民館介護予防デリバリー事業」、宇美町初心者バドミントンクラブの「うみバドミントン普及事業」、宇美町商工会女性部の「輝け！！うみ駅！！宇美駅にぎわいづくり事業」、障子岳イルミネーション会の「コロナに負けんばい！元気よ届け！障子岳イルミネーション事業」及び宇美町薬用作物生産部会の「宇美町の特産物を活用した地域活性化事業」の5事業を採択しました。

それぞれの団体が、これまでの知識や経験を生かし、創意工夫をしながら、町に元気を生み出す事業に取り組んでいただきました。

令和4年度は、2月25日の締切時点で募集数の20を超える団体からの応募があり、この後、

3月末に各団体によるプレゼンテーションを実施し、共働のまちづくり推進委員会において審査を行う予定としております。

事業の採択をしました際には、その内容、また、事業の実施状況等について、広報、ホームページ及びSNSで情報発信を行ってまいります。

次に、第7次宇美町総合計画策定の進捗について御報告いたします。

令和5年度から8年間の新たなまちづくりの指針となる第7次宇美町総合計画の策定のため、町内において活動されている様々な団体や個人、町内事業者及び宇美商業高校生を対象として、宇美町まちづくりトークカフェを開催しました。

昨年12月13日には、宇美商業高校生12名、また、本年1月22日、23日には、公募を含む町民など36名に御参加を頂き、日頃の活動等を通じて感じられている課題や今後のまちづくり等について様々な視点から御意見を頂きました。これらの意見を昨年実施した町民意識調査・中学生アンケートの結果と併せて、現行の第6次宇美町総合計画の達成状況及び新たな社会情勢に対する課題を踏まえつつ、町民と行政が共に考え、町の未来を育む計画づくりに取り組んでまいります。

次に、福祉巡回バス「ハピネス号」の見直しについて御報告いたします。

昨年、町の地域交通の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的として、宇美町地域公共交通会議を設置し、福祉巡回バス「ハピネス号」の見直しに伴うオンデマンドバスの導入を視野に入れた協議を行っているところです。町民や利用者が感じているハピネス号に対する率直な意見を把握するため、昨年11月から本年1月にかけて、ハピネス号の乗客及び公共施設等利用者並びにホームページ来訪者へのアンケートを実施し、627名から回答を頂きました。これらの結果を集計・分析し、1月中旬に地域公共交通会議へ報告を行いました。今後とも現状の課題を解決するとともに、利便性の向上を目指し、デジタル技術を活用しつつ、持続可能な地域公共交通システムの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、キャッシュレス決済推進事業第2弾について御報告いたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言を受け、休業や時短営業を余儀なくされた飲食店等への支援を目的として、「宇美町で食を満喫！PayPayボーナスが最大20%戻ってくるキャンペーン」と題し、町がキャッシュレス決済のポイント還元費用等を負担するものです。

本年1月5日から2月28日までのキャンペーンを実施しましたところ、福岡県の感染拡大に伴い、1月24日から福岡コロナ警報が発動され、さらには、1月27日からは、まん延防止等重点措置の適用を受けることとなり、当初の想定どおりとはなりませんでしたが、この事業を契機にキャッシュレス決済を導入される店舗も増え、新しい生活様式の下、趣旨に沿った事業を展

開することができました。

今後とも新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現に向けて、効果的・効率的で、きめ細やかな取組を速やかに行ってまいります。

次に、令和4年宇美町成人式について御報告いたします。

令和4年1月9日に、宇美町立中央公民館におきまして、令和4年宇美町成人式を挙行いたしました。昨年に引き続き本年の成人式も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中学校ごとの2部制とし、式典の事業を短縮するなど、感染予防対策を講じて実施しました。式典当日は、新成人対象者377名の84%に当たる315名の参加があり、新成人代表の誓いの言葉で、これまで支えてくれた人たちへの感謝、二十歳を迎えての思いや力強い決意などが述べられ、これからの希望と期待に満ちあふれたものでした。また、式典後の「新成人のつどい」では、実行委員が主体となって、これからの抱負を発表したり、恩師からのビデオレターを上映するなど、趣向を凝らした企画が実施されました。御出席いただいた皆様におかれましては、新成人を激励、祝福していただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

以上で行政報告を終わりますが、今後とも、議員の皆様の御理解とお力添えを心からお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 終わりましたので、町長行政報告を終結します。

追加日程第十三. 教育委員会行政報告

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第十三、教育委員会行政報告を議題といたします。

教育委員会行政報告を求めます。佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 3月定例会に当たりまして、教育委員会行政報告をさせていただきます。

初めに、学校教育課関連から、図書館を使った調べる学習コンクールについて御報告いたします。

宇美町では、第13回を迎えるコンクールですが、応募総数2,881点から、町長賞、教育長賞、図書館長賞をはじめ、43点の作品が各賞に選ばれました。表彰につきましては、秋に開催の「ふみの里まなびの森フェスタ」が中止となりましたので、うみハピネスにおいて表彰式を執り行いました。また、全国コンクールでは、優良賞に2作品、奨励賞に2作品選ばれております。

今後も、学校図書館、町立図書館の活用を図りながら、宇美町の教育の特色である本事業の取組を通して、さらなる読書教育の推進をしてまいります。

次に、教職員の糟屋地区教育論文について御報告いたします。

本年度、宇美町の小中学校から18本の論文が提出され、優良賞に2名、佳作に5名と多くの論文が入賞する結果となりました。今後も優れた教育実践による研究の成果を共有し、学力向上のための授業改善などに生かすなど、教育の振興を図ってまいります。

次に、令和3年度小学校標準学力調査結果について御報告いたします。

小学校第1学年から第6学年までの児童を対象に国語と算数で実施されました標準学力調査において、宇美町の児童の結果を学年別に見ますと、1学年及び4学年以上では目標値を上回ることができており、大きく結果を伸ばしている学校も見受けられます。これは先生方の授業改善の成果が少しずつ現れてきているものと考えておりますが、2・3学年では課題が見られる状況となっているようです。これまでに実施しました様々な調査等の結果を踏まえ、各学校の学力分析を行い、実態に応じた取組を行うよう助言を行い、宇美町の児童生徒の学力向上が一步でも前進するよう努めてまいります。

次に、社会教育課関連から、令和3年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センター改修工事について御報告いたします。

中央公民館及び住民福祉センターは、建築から40年以上が経過し、亀裂や雨漏りなどの老朽化が進んでいる状況であることから、宇美町公共施設再配置計画に基づき実施するもので、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、長寿命化のための外壁、防水改修工事を行うものでございます。

なお、工事期間となる令和4年4月から11月までは、騒音が発生することや安全面などを考慮して、中央公民館及び住民福祉センターを臨時休館とさせていただくこととしております。町民の皆様にご迷惑をおかけすることになりますが、トラブル等が発生しないよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を頂きましてお願いいたします。

次に、こどもみらい課関連から、子どもの読書活動推進について御報告いたします。

子どもの読書活動推進の新しい取組といたしまして、園児に自由に本に触れ、親しんでもらうことを目的とし、令和3年12月から令和4年1月にかけて、町立保育園3園の年長児を対象に、町立図書館の見学・体験を実施いたしました。園児は楽しそうに自由に本を選び、読書や子ども同士での読み聞かせなどを行っていました。今後も、町立図書館と連携し、子どもの読書活動を推進してまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症に関しまして、保育園や学校で臨時休園や学級閉鎖などが続いており、御心配をかけておりますが、感染症拡大防止の措置として御理解いただき、今後も感染症が拡大しないように、最大限の取組を行いながら、宇美町の教育力向上のため努力してまいりますので、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げ、教育委員会行政報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 終わりましたので、教育委員会行政報告を終結します。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

15時05分散会
